

各階層のベランダにテーマ性を持たせた空間の演出を行っている。中木を中心とした植栽を行うとともに、水の流れを取り入れるなどして、地域の生態系のイメージを再現している。



建物の壁面を草類により緑化するとともに、高木や中木等を用いて良好な緑化空間を演出している。また、定期的にミストによる水やりをするなどの設備等をうまく取り入れている。



商店や休憩施設等の僅かな空間に植栽ポットを設置し、地域が一体となって緑化を行っている。



商店、医院、公共施設等の地先の僅かな空間に植栽ポットを設置し、緑化に取り組んでいる。



植栽ポットや地植えにより緑化空間を確保している。「四季」等のテーマ性のある緑化を行っている。



(2) 原地形の活用

原地形を活用している事例を紹介する。

外周道路の幅員を確保しながら、地形を大きく改変することなく、多様な植栽を行うことにより、豊かな緑空間を創出している。



既存の大径木を残しながら、すり鉢状の原地形に沿って植栽し、下部には水面を含んだ日本庭園を設けることにより、斜面地と日本庭園の一体的な空間演出を行っている。



傾斜地を階段状のオープンスペースとし、各階層に中木等を含む緑化をすることにより、潤いのある空間として整備している。各階層には、休憩スペースを設け、交流空間の確保をしている。



傾斜地は既存樹木を活用しながら緑化を行い、豊富な緑量を創出している。また、上部と下部は階段により連絡している。



傾斜地に既存樹木を含めた高木等で緑化するとともに、階段で連絡路を設けている。
また、高低差を解消する石積みの壁面は、中木や草類により植栽を行い、元の傾斜地としてのイメージを継承する工夫を行なっている。



既存樹木を残しつつ、傾斜地を緑地として整備し、奥行きのある豊かな景観を形成している。
手前を地被植栽により、明るく開けた空間とし、奥側の斜面地上の樹林地を見せる工夫を行っている。



高木、低木、草本類をバランス良く配植することにより、原地形がイメージできる緑豊かな空間を創出している。



高低差のある外周道路を傾斜で結び、その両側の傾斜地を高木等で植栽するとともに、水流等を用い、奥行きのある緑化空間を創出している。



傾斜地を高木や草類等により緑地として整備し、景観の奥行きを豊かにしている。



河川沿いの緑と連携し、良好な水辺の空間を形成している。



運河へ開いた緑を形成し、広々とした快適な景観を演出している。



みどりと運河の水面が連携し、潤いのある空間を形成している。



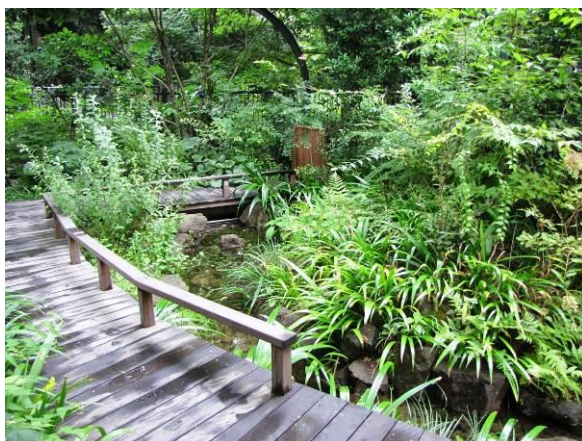
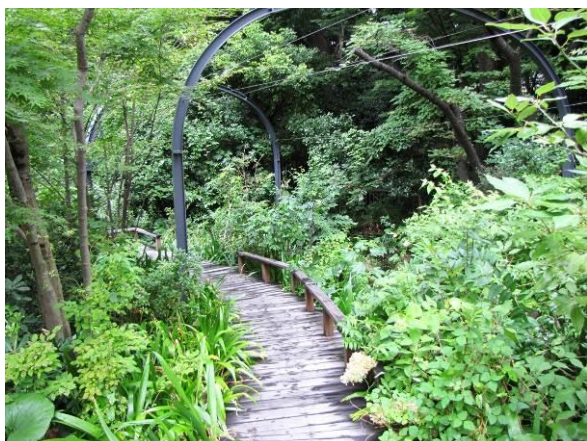
(3) 生物多様性の保全

生物の生育・生息空間に配慮している事例を紹介する。

在来の植生群落を再現した緑化をはじめ、池や湿地、草地など多様な環境を整備し、多くの生物種が生育・生息できる空間としている。



在来の水生生物が生息可能な環境として流れを整備している。また、流れの脇にはデッキを設け、身近に生きものを観察できるようにしている。



研究所としての事例であるが、埋立地や屋上においても生きものに配慮した多様な環境を整備し、適切な管理をすることで、多様な生きものが生息できることを証明している。



写真提供: 清水建設株式会社技術研究所



写真提供: 清水建設株式会社技術研究所

9 公開空地等のみどりづくり指針

公開空地等のみどりづくり指針

19 都市基施第 74 号

平成 19 年 5 月 31 日

(目的)

第 1 条 この指針は、大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めるとともに、事業者が東京都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一) 事業者

第 4 条の各号に掲げる制度を活用して大規模建築物等の建築等を行おうとする者をいう。

(二) 公開空地等

第 4 条の各号に掲げる制度を活用して事業者が計画する建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に開放される部分をいう。

(三) みどり

樹木などの緑に覆われた土地と、広場やグラウンド、水面等のオープンスペースとを合わせたものをいう。

(目標)

第 3 条 事業者は、公開空地等の価値の向上を図るため、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

(一) 公共や民間のみどりとのネットワークの形成

(二) ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出

(三) 見通し等が確保された安全な空間の創出

(四) 造園の魅力が引き出された美しい空間の創出

(五) 生物多様性の保全

(六) その他公開空地等の価値の向上に資するもの

(適用の範囲)

第 4 条 この指針は、事業者が、次の各号のいずれかの制度を活用して計画する公開空地等に適用する。

- (一) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 3 号の高度利用地区のうち法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業を伴うもの
- (二) 法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区
- (三) 法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の都市再生特別地区
- (四) 法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業
- (五) 法第 12 条の 5 第 3 項の再開発等促進区を定める地区計画
- (六) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の許可（知事の許可に限る。）
- (七) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定による特定行政庁の許可（知事の許可に限る。）

（協議）

第 5 条 事業者は、前条に該当する公開空地等を計画する場合は、別に定める「公開空地等のみどりづくり指針に関する手引」に基づき作成する「みどりの計画書」により協議するものとする。

附 則

この指針は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（29 都市政緑第 631 号）

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。